

高崎総合 医療センター 看護師 特定行為研修

当院で受講できる看護師特定行為

- ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連
- ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ・循環器関連
- ・胸腔ドレーン関連
- ・栄養に係るカテーテル管理
（中心静脈カテーテル管理）関連
- ・栄養に係るカテーテル（末梢留置型
中心静脈注射用カテーテル管理）関連
- ・動脈血液ガス分析関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連
- ・術後疼痛管理関連
- ・循環動態に係る薬剤投与関連
- ・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

研修期間

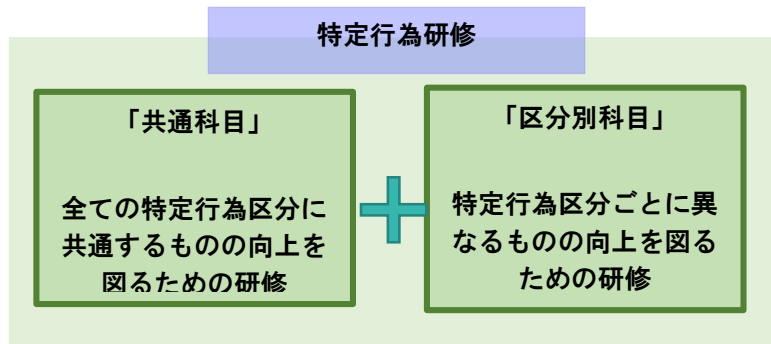
毎年 10 月 ～ 翌年 9 月

看護師特定行為研修

看護師特定行為研修とは

診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものを言います。2015 年 10 月から保健師助産師看護師法の一部改正が施行され、上記を行う場合には指定研修機関において、当該特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければなりません。

特定行為研修は、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であり、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するものとなっています。



手順書とは

医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であって、「看護師に行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が定められているものです。

（厚生労働省 HP「特定行為に係る看護師の研修制度」を参考に作成）

高崎総合医療センターの研修の概要と特色

概要

当院は、2021年10月より、急性期病棟や集中治療室で必要とされる特定行為9区分の研修を開始しました。2022年10月より、更に3区分の研修を追加し、合計12区分の研修が受けられます。研修ではe-ラーニング教材を使用します。

特色

演習では、医師や薬剤師から指導を受け、日頃の看護・診療の補助の疑問をディスカッションすることができます。また、日々の多忙な看護の中で、検査結果の解釈や、特に画像検査結果の解釈は苦手な看護師が多いと思われます。そこで、当院では1年間かけて年10回コースで画像診断の医師により、画像のレクチャーを受けられます。又、臨床検査技師により超音波検査の見学やIVC（下大静脈）描出の指導を受けられます。PCPSやIABP、ペースメーカー機器の実機訓練を臨床工学技士より学ぶことができます。診療経験豊富な医師、メディカルスタッフの協力を得て、当院の看護師特定行為研修は成り立っています。

募集要項

2022年10月より、国立病院機構以外の研修生も募集致します。症例数確保の関係から、一部の研修は応募される皆様の病院にも協力機関となっただき、実習を行なっていただく場合があります。当院で研修をお考えの方は、応募前に研修担当にご相談下さい。

研修担当：診療看護師 村田

相談受付：月～金曜 8:45～17:00 027-322-5901 又は、

murata.miyuki.wx@mail.hosp.go.jp

- **募集要項**はこちらからご覧下さい。
- 受験に必要な書類はこちらから**ダウンロード**できます。



研修の様子

当院での研修の様子は、以下の看護師特定行為研修通信からご覧下さい。

●[看護師特定行為通信 Vol.1](#)（令和3年10月）

「研修が始まりました」

●[看護師特定行為通信 Vol.2](#)（令和3年11月）

「臨床推論の演習が白熱しています！」

●[看護師特定行為通信 Vol.3](#)（令和4年1月）

「共通科目を修了し、区分別科目の演習が始まりました」

●[看護師特定行為通信 Vol.4](#)（令和4年7月）

「循環器関連の実機訓練と超音波実習を行いました」